

ユニバーサルデザインタクシー活用事業要領

(目的)

第1条 ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）を活用した交通手段を確保し、その運賃を補助することで、鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア（以下「センター」とする。）が主催するスポーツ教室への移動手段の選択肢を拡大し、障がい者やその支援者のスポーツの機会を創出する。また障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者スポーツの理解を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(UDタクシーの送迎場所)

第2条 原則、鳥取駅、鳥取大学前駅、湖山駅、鳥取市内の福祉サービス事業所および特別支援学校とする。

(UDタクシー利用者)

第3条 UDタクシーの利用者（以下「利用者」という。）は、センターが主催するスポーツ教室に参加する者の中で、障害者手帳またはそれに値する証明書を有するものとその支援者とし、第2条の送迎場所に来られるものとする。

(UDタクシー利用依頼)

第4条 利用者は、UDタクシー利用申込書（様式第1号）により、原則利用を希望する1週間前までにセンターに提出しその承認を受けるものとする。

(UDタクシー利用料金及び支払方法)

第5条 利用者の負担額は1.5km以内120円とし、以後1kmごとに40円加算するものとする。利用料金は利用当日にセンターの受付にて支払うものとする。

(UDタクシーの利用者及び料金のとりまとめ)

第6条 UDタクシーの利用者及び利用料金については、センターがとりまとめ、タクシー事業者にUDタクシーの手配依頼及び利用料金の支払いを行う。

(UDタクシー利用の制限)

第7条 利用者1人あたり利用できる回数は年間12回までとする。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。